

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

基本仮契約書（案）

令和5年7月

三木市

目 次

第1条	(目的)	-1-
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	-1-
第3条	(事業日程)	-1-
第4条	(役割分担)	-1-
第5条	(入札説明書等の優先順位)	-1-
第6条	(契約金額)	-2-
第7条	(特定建設工事共同企業体の組成)	-2-
第8条	(運営事業者の運営)	-2-
第9条	(事業契約)	-4-
第10条	(設計・施工業務)	-4-
第11条	(運営・維持管理業務)	-4-
第12条	(工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約解除の場合の処理)	-4-
第13条	(談合その他不正行為による契約解除)	-5-
第14条	(賠償金)	-6-
第15条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱)	-6-
第16条	(権利義務譲渡の禁止)	-7-
第17条	(管轄裁判所)	-7-
第18条	(契約の不調)	-7-
第19条	(有効期間)	-7-
第20条	(再委託等)	-7-
第21条	(準拠法及び解釈等)	-7-
第22条	(定めのない事項)	-8-

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業に関する基本仮契約書（案）

三木市（以下「発注者」という。）と末尾記名押印欄に記名押印した代表企業（構成員のうち汚泥再生処理センターの設計・建設を行う者）、構成員、（設立する場合には）特別目的会社（以下総称して「受注者」という。）は、三木市クリーンセンター施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、本事業における公共性の発揮並びに発注者及び受注者の役割分担の趣旨をそれぞれが十分に尊重のうえ、次の条項による基本契約を締結する。

（目的）

第1条 この基本契約は、発注者及び受注者が、相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第3条 本事業は、次の各号に定める事業日程に基づき実施されるものとする。

2 本事業のうち施工期間は、第9条第1項第1号の契約締結後発注者の指定する日から、令和8年3月末日までとする。ただし、同号の契約の規定により変更されることがある。

3 本事業のうち、運転・維持管理期間は、三木市クリーンセンター（以下、「本施設」という。）の竣工、供用開始後から15年とする。ただし、第9条第1項第2号の契約の規定により変更されることがある。

4 本事業の事業期間は、この基本契約締結のときから運転・維持管理期間完了日までとする。

（役割分担）

第4条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 本施設の設計に関する一切の業務及び本施設の施工に関する一切の業務（以下「設計・施工業務」という。）は、設計・施工事業者がこれを請け負う。

(2) 本施設の運営及び維持管理（運転、維持補修、更新等を含むがこれに限らない。）に関する一切の業務（以下「運営・維持管理業務」という。）は、運営事業者がこれを受託する。

（入札説明書等の優先順位）

第5条 本基本契約、工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書（入札説明書等（参加資格関係）に関する質問への回答書、入札説明書等（その他）に関する質問への回答書及び対面的対話の回答を総称していう。以下同じ。）、要求水準書、入札説明書、事業提案書の間に齟齬がある場合、本基本契約、工事請負契約及び運営・維

持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、事業提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書等に優先する。

- 2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した事業提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。
- 3 発注者及び受注者は、三木市クリーンセンター施設整備・運営事業者選定委員会が受注者の事業提案書に対して示した要望事項、指摘事項等を実現するよう努めるものとする。

(契約金額)

第6条 9条1項各号に規定する契約の契約金額は、それぞれ次の各号に示すとおりとする。

- (1) 工事請負契約金●●●円（消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額（以下「消費税額等」という。）を含む。）
 - (2) 運営・維持管理業務委託契約金●●●円（消費税額等を含む。）
- 2 当事者は、前項各号に掲げる各契約の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることを予め承する。

(特定建設工事共同企業体の組成)

第7条 設計・施工事業者は、設計・施工業務を請け負うにあたり、事業者提案に基づき、設計・施工事業者が複数の企業により構成される場合は、代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。

- 2 建設JVは、建設JVの組成及び運営に関し、特定建設工事共同企業体協定書を締結した場合、速やかに、その原本証明写しを発注者に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(運営事業者の運営)

第8条 構成員は、本事業のうち運営・維持管理業務（本基本契約において運営・維持管理事業者が負担する義務の履行を含む。以下同じ。）を遂行することのみを目的として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を適法かつ有効に設立したものであることを確認する。

- 2 構成員は、構成員間において締結されたSPCの設立及び運営に関する株主間契約が、次の各号に掲げる事項を含み、かつ、構成員が次の各号に掲げる事項に反する書面又は口頭による合意を締結していないことを確認する。
 - (1) 次の各号に掲げる事項に従ってSPCの定款を作成していること。なお、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除し、又は変更しないこと。
 - ア SPCの目的は、運営・維持管理業務（本基本契約において運営・維持管理事業者が負担する義務の履行を含む。）を実施することのみであること。
 - イ SPCの本店所在地は、三木市内とし、三木市以外の土地に移転させないこと。
 - ウ SPCの株式はすべて譲渡制限株式とし、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の定めがあること。
 - エ 会社法第108条第2項各号に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第109条第2項に

規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

オ 会社法第326条第2項の規定に従い、監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めがあること。

- (2) 運営業務の開始前までにSPCの資本金額を[金]円（事業者提案）とし、事業期間中これを維持すること。
 - (3) SPCへの設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙1第1項記載のとおりであること。また、運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営・維持管理事業者への出資金額及び株主構成は、別紙1第2項記載のとおりとすること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。
 - (4) SPCの設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からの出資を認めないこと。
 - (5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
 - (6) 発注者の事前の書面による承諾なくしてSPCの株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、SPCをして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めさせないこと。
 - (7) 構成員は、SPCが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯してSPCへの追加出資又は融資等の支援措置を講じる等により、SPCを倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
 - (8) 構成員は、事業期間が終了するまで、SPCに事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。
 - (9) 構成員は、SPCが運営・維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (10) 構成員は、SPCをして、事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 3 構成員は、前項第1号及び第2号の規定に反するSPCの本店所在地、SPCの目的、SPCの株式の内容及び種類並びにSPCの資本金額に関する定款変更を行う旨の株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 SPCは、発注者に対し、SPC設立後速やかに定款の写しを提出するものとする。なお、その後発注者の承諾を得て定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを発注者に対して提出するものとする。
- 5 SPCは、第2項第6号に規定する発注者の承諾を得て、設立時の株主以外の者に対して新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めるときは、当該承諾を得るに当たって新たに株主となる者の住所又は所在地及び氏名又は商号若しくは名称をあらかじめ発注者に書面により通知するものとする。
- 6 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の運営・維持管理業務に係る予算の概要を書面で発注者に提出するとともに、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の本事業に係る事業計画を、運営事業者が別途作成し、発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該内容を確認し、実現性等に疑義がある場合又は不明確な点等がある場合には、運営事業者に対し質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 7 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される毎事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書（連結決算を採用している場合には、単体及び連結財務諸表）並びに監査報告書（以下計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「財務諸表等」という。）を、毎事業年度終了後3箇月以内に発注者に提出するものとする。
- 8 発注者は、必要があると認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。
- 9 発注者は、財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。この場合、運営事

業者は発注者の質問に誠意をもって対応しなければならない。

- 10 構成員は、事業期間中にわたり、第2項第1号から第10号に規定される事項を遵守することを、発注者に対し誓約する。
- 11 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有するSPCの株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。

(事業契約)

第9条 受注者は、本事業に関し、発注者との間で、基本契約に基づき、次の各号に定める各契約を締結することにより、基本契約と当該各契約でもって不可分一体の事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。

- (1) 設計・施工事業者は、設計・施工業務に関し、発注者との間で工事請負契約を基本契約の締結日付で締結する。
 - (2) 運営事業者は、運営・維持管理業務に関し、発注者との間で運営・維持管理業務委託契約を基本契約の締結日付で締結する。
- 2 事業契約の締結は、本条その他基本契約の定めによるほか、発注者が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。
 - 3 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が受注者と協議のうえで定める。事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。
 - 4 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と事業契約の規定とが相互に矛盾するときは、取締法規及び強行法規を除き、事業契約の定めるところによるものとする。

(設計・施工業務)

第10条 設計・施工事業者は、設計・施工業務を、工事請負契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業提案書に基づき実施するものとする。

- 2 設計・施工事業者は、工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和8年3月末日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

(運営・維持管理業務)

第11条 運営事業者は、運営・維持管理業務を、運営・維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業提案書に基づき実施するものとする。

- 2 運営事業者は、運営・維持管理期間の開始日までに準備を実施し、運営・維持管理期間における運営・維持管理業務を実施する。
- 3 発注者及び受注者は、事業日程にかかわらず、運営・維持管理期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運営・維持管理期間の始期を変更することができる。
- 4 運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

(工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約解除の場合の処理)

第12条 この基本契約は、工事請負契約を締結してから運営・維持管理業務委託契約締結までの間に受注者の責めに帰すべき事由により工事請負契約が解除されたとき、工事請負契約が解除された日をもって終了するものとする。こ

の場合、発注者は、運営・維持管理業務委託契約を締結しないことができるものとし、かかる場合、工事請負契約が解除された日までに要した運営・維持管理業務委託契約の準備その他必要事項に関して受注者又はSPCが支出した一切の費用は受注者各自の負担とし、発注者と受注者は、この基本契約又は第9条1項各号若しくは第4条1項各号の各契約に別途定める場合及び既発生 of 債権債務を除き、工事請負契約が解除された日から相互に一切の債務債権関係が生じないことを確認する。

2 この基本契約は、運営・維持管理業務委託契約を締結してから受注者又はSPCによるいずれかの理由により運営・維持管理業務委託契約が解除されたとき、運営・維持管理業務委託契約が解除された日をもって終了するものとする。

(談合その他不正行為による契約解除)

第13条 発注者は、受注者の構成員のいずれかがこの基本契約又は第9条1項各号の契約に関して、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、事業契約を解除することができる。

- (1) 事業契約に関して公正取引委員会が、受注者の構成員のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。）のいずれかに刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号及び三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号及び暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者

がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、受注者のいずれかが前項各号のいずれかの事由に該当したときは、運営・維持管理業務委託契約が締結に至っていない場合は、運営・維持管理業務委託契約を締結しないことができる。

(賠償金)

第14条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの受注者の発注者に対する賠償義務については、他の受注者も連帯して責任を負うものとし、発注者は受注者に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求するものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱)

第15条 当事者は、この基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報又は本事業に係る業務の遂行によって知り得た情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この基本契約に特に定めのある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。この基本契約の終了後においても同様とする。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当事者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 当事者が、この基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、当事者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）その他の法令等に依り開示が要求される場合
- (3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が本事業に係る業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他の必要な措置を講じることができる。

- 5 受注者は、この基本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5号）及び三木市個人情報保護法施行条例（令和4年三木市条例第24号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第16条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第17条 この基本契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の不調)

第18条 事由の如何を問わず、工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の落札金額（落札者の入札金額に消費税額等を加算した額）の10分の1に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。

3 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第19条 この基本契約の有効期間は、この基本契約締結の日から運営・維持管理業務委託契約の終了の日までとする。ただし、この基本契約の有効期間の終了後も、第14条、第15条、第18条の規定の効力は存続する。

2 前項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(再委託等)

第20条 工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、設計・施工事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

(準拠法及び解釈等)

第21条 この基本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 この基本契約及び関連書類、当事者間での書面による通知に使用する言語は、日本語を原則とする。

3 この基本契約に変更が生じた場合は、書面により行うものとする。

4 この基本契約に基づく通知、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾及び解除等は、この基本契約に特に定めのある場合を除き、書面により行う。

(定めのない事項)

第22条 この基本契約に定めのない事項については、当事者が別途協議して定めることができるものとする。

この基本契約の証しとして、本書●通を作成し、当事者全員が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)

三木市

三木市長 仲 田 一 彦

(受注者)

(代表企業)

住所

氏名

(構成員)

住所

氏名

(SPC) (設置する場合)

住所

氏名

S P C への出資金額及び株主構成

1. S P C への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2. 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける S P C への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円